

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2024.7月号》



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
ハローワーク秋田（電話018-864-4111）

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）
を押してください。

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



『ミニ会社説明会』に参加してみませんか

ハローワーク秋田では、求人事業所と求職活動中の方の相互理解を促進する機会として、
『ミニ会社説明会』を定期的に開催しています。

【開催日】原則、火曜日・木曜日

【時間】会社PRタイム→9時30分～10時00分

※1社あたり5～10分程度の会社説明をセミナー形式で行っていただきます。

個別面談→10時00分～11時00分

※面談を希望される方と個別ブースでの面談を行っていただきます。

【参加事業所数】1回3社まで（1社1回まで/月）

【参加申込】

申込時期→開催月の前々月11日から前月10日まで

申込方法→Eメール（hw05010syoun2@mhlw.go.jp）又は電話

※Eメールでお申し込みの際は、参加申込書を添付してください。

参加申込書は、秋田労働局ホームページ内・ハローワーク秋田
のページから様式（Excel版）のダウンロードが可能です。



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介第二部門 【41#】

いつも月刊ハローワーク通信をご覧いただきありがとうございます。
いつでも皆さまにご覧いただけるよう10月号（10月1日発行）からは、
郵送に替えてハローワーク秋田ホームページに掲載いたします。

ハローワーク秋田 ホームページ

検索



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

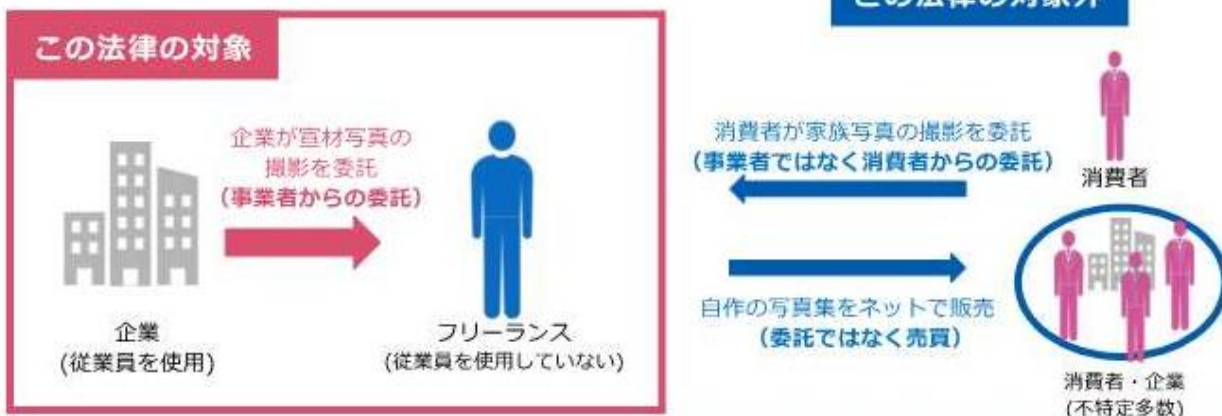
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

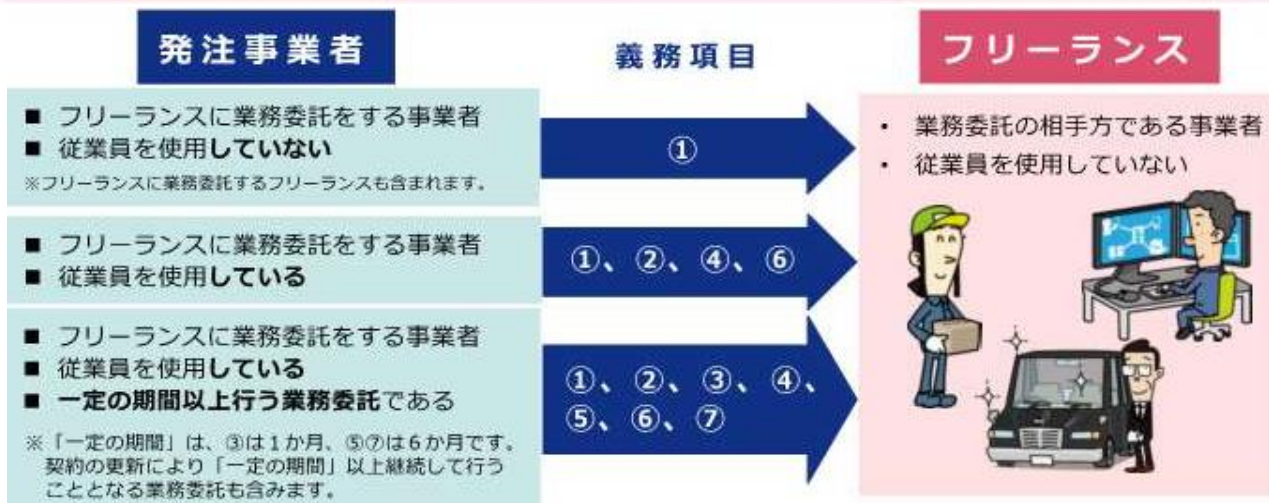
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)
までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

お問い合わせ先

秋田労働局 雇用環境・均等室 018-862-6684

電子申請アドバイザーがあなたのオフィスを訪問します!

雇用保険電子申請アドバイザーとはどんな人ですか?

秋田労働局長から委嘱を受けた雇用保険制度にも精通した社会保険労務士であり、電子申請手続きについても経験・知識が豊富です。

どのような支援をしてくれますか?

電子申請を始めるための、質問・相談・疑問等にお答えします。
無料で取得可能なID (※GビズID) の取得方法、申請までの流れ等、わかりやすく説明します。
電子申請 (e-Gov) の体験入力 (デモンストレーション) も行っています。

相談したい場合はどうすればいいですか?

- ハローワーク秋田で相談を行っています。(毎月2回程度)
※相談日については、事前予約がおすすめです。
 - 訪問による説明・相談等を行っています。
※事業所訪問については、事前予約が必要です。
- お問い合わせ先: 秋田労働局職業安定課 雇用保険担当 (休祝日除く月~金曜日の8:30~17:15)
TEL: 018-883-0006 メールアドレス: 05ar-koyohoken@mhlw.go.jp

メリット
いっぱい

- 電子申請なら24時間365日いつでも申請が可能
- 個人情報の持ち運びが不要! 個人情報保護の観点からも安全性が高まります
- 移動時間や郵送費などのコスト削減が期待できます!



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年5月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.24倍と前年同月比で0.05ポイント低下。

1 求人の動向

- 新規求人数は、2,608人と前年同月比で1.5%減少。
・情報通信業、公務、その他、サービス業(他に分類されないもの)等で増加、運輸業、郵便業、建設業、卸売業、小売業等は減少。
- 有効求人数は、7,948人と前年同月比で3.8%減少。

2 求職者の動向

- 新規求職者数は、1,470人と前年同月比で0.3%減少。
・フルタイム求職者が1.0%減少したものの、パート求職者は0.9%増加。
・事業主都合離職者(常用)が6か月連続で増加。
- 有効求職者数は、6,385人と前年同月比で0.5%減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D 建設業	222	▲7.1	▲17
E 製造業	156	2.0	3
G 情報通信業	47	95.8	23
H 運輸業、郵便業	93	▲40.0	▲62
I 卸売業、小売業	465	▲7.0	▲35
J 金融業、保険業	29	▲3.3	▲1
M 宿泊業、飲食サービス業	201	▲5.2	▲11
P 医療、福祉	549	0.7	4
R サービス業(他に分類されないもの)	477	7.9	35
S・T 公務、その他	82	17.1	12
全産業合計	2608	▲1.5	▲41

■有効求人倍率(全数)の推移

